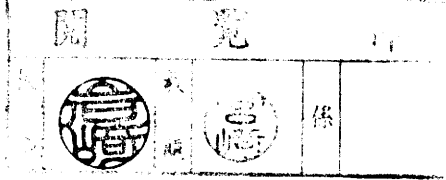


30402



公共高第 197 号
平成 16 年 8 月 30 日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公 印 省 略)

公立学校共済組合貸付規程の送付について

このことにつきまして、別添のとおり公立学校共済組合貸付規程（平成 16 年 9 月）を送付します。

なお、この規程の 31 ページ以降に貸付申込書等の様式が掲載されていますが、高知支部においては独自の様式を使用していますので、この規程から複写して使用しないでください。

（「公立学校共済組合 教職員互助会 様式集」から複写して使用してください。）

記

主な改正概要

1. 貸付け申込み時に必要額を確認できる書類が必要となる
一般貸付け・・貸付金額（借替の場合は送金額）が 100 万円以上の場合
結婚貸付け
葬祭貸付け
 2. 一般貸付けの借替の制限
前回の一般貸付けから 2 年を経過しなければ貸付申込ができません。
 3. 貸付け残高の総額に限度額を設定
一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの残高の総額に 700 万円の限度額を設定
 4. 結婚貸付けの貸付対象者の変更
貸付対象者を「組合員とその子」に限定
 5. 住宅貸付けの添付書類の変更
住宅の新築、改築、移築、増築、修理及び敷地の補修について、これまで「工事請負契約書の写し又は見積書の写し」について「工事請負契約書の写し」に変更。但し、契約金額が 150 万円以下の場合は、請書の写しでも可
- ※ 詳細については、公共高第 151 号（平成 16 年 7 月 6 日付け）を参照してください。